令和３年５月農業委員会総会議事録

令和3年5月24日午後3時00分、令和3年5月農業委員会総会を弘前市りんごの家2階研修室に招集する。

出席委員 24名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	3番	三上	幸雄	委員
4番	佐藤	耕一	委員	6番	成田	繁則	委員	7番	小林	政貴	委員
8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員	10番	進藤	司	委員
11番	石岡	千鶴子	委員	12番	棟方	健	委員	13番	木村	芳文	委員
14番	小田桐	明	委員	15番	奥元	勝義	委員	17番	須藤	秀人	委員
18番	大湯	茂八郎	委員	19番	伊藤	公正	委員	20番	兜森	弘義	委員
21番	小嶋	勇成	委員	22番	藤田	善明	委員	23番	前田	優考	委員
24番	町田	高司	委員	25番	佐藤	剛郎	委員	26番	山内	知人	委員

欠席委員　1名

16番　髙橋　貴志　委員

出席事務局　　9名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田　明人
事務局農地利用促進係長	藤田　智恵子	事務局総務係長	高木　一誠
相馬分室主幹兼係長	藤田　徹	事務局主事	大浦　空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議　事
議案第32号　「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」
議案第33号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第34号　農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第35号　農地転用許可に係る意見について
議案第36号　農用地利用集積計画の決定について
議案第37号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第38号　農地・非農地の判断について

報告第15号　農地法第３条の許可取消について
報告第16号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第17号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第18号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻　15 時　00 分］

事務局次長　　携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ただ今から、令和 3 年 5 月弘前市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田 繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　　それでは、次第に従い進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 16 番髙橋貴志委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。9 番平井秀樹委員、10 番進藤司委員、11 番石岡千鶴子委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 32 号を議題といたします。議案第 32 号は、「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」の承認についてであります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　それでは、1 ページをお開き願います。議案第 32 号は、「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」の承認についてであります。提案理由は、平成 28 年 3 月 4 日付農林水産省の通知であります「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、農業委員会活動の点検と評価及び活動計画等の決定について、本会の承認を求めるものであります。これは、「農業委員会等に関する法律」により、農地等の利用の最適化の推進状況やその他農業委員会における事務の実施状況等について公表することにより、委員会運営の透明性を確保するため、毎年作成するものであります。はじめに、本件につきましては、事前に農地集積推進委員会並びに担い手育成委員会が開催され、内容を検討いただいておりますことを報告いたします。2 ページをお開きください。まず、令和 3 年度の活動計画についてであります。Ⅰの農業委員会の状況については、「農家・農地等」の概要と「農業委員会の現在の体制」について記載しております。続いて、3 ページ及び 4 ページは、目標及び活動計画を記載しておりまして、3 ページの「Ⅱの担い手への農地利用集積・集約化」の 2 の「令和３年度の目標」では、集積面積の目標を 8,558 ヘクタールとし、うち新規集積面積の目標を 108 ヘクタールとしております。また「Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」の「２の令和３年度の参入目標数及び参入面積」を 36 経営体の 54 ヘクタールとしております。次に 4 ページの「 Ⅳ、遊休農地に関する措置」の２の「令和 3 年度の目標及び活動計画」の「遊休農地の解消面積」を 52 ヘクタールとしております。また、「Ⅴの違反転用への適正な対応」については 、「1 の現状及び課題」を整理し、2 の「令和 3 年度の活動計画」にありますように、一斉パトロールや是正指導を行い対応してまいります。続いて 5 ページからの「令和 2 年度の活動点検・評価」についてであります。6 ページから 12 ページは、令和 2 年度の活動計画に対する各項目の達成状況、活動実績及びそれらに対する評価であります。まず、数値目標を掲げた項目のうち、6 ページの「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」では、「2 の集積目標」8,763 ヘクタールに対し「集積実績」が 8,450 ヘクタールで「達成状況」96.4％となっております。また、7 ペー

事務局次長　ジの「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」では、1の「参入目標」36経営体に対し実績が46経営体で127.8%、参入面積では、目標が54ヘクタールに対し実績が49.6ヘクタールで91.9%の達成率となっており、経営体については目標を超え、参入面積では目標には届きませんでしたが、その90%以上を達成した実績となっております。活動実績の具体的な内容については記載のとおりであります。次に10ページから12ページは、「農地法等に基づく事務の点検」や「要望・意見に対する対処内容」などでございまして、 実施状況等の内容については記載のとおりであります。以上です。

議　　長　農地集積推進委員会、担い手育成委員会より補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第32号について御審議願います。御質問等ございませんか。

大湯茂八郎委員　すいません。

議　　長　はい、18番。

大湯茂八郎委員　ちょっと教えてください。11ページのですね、下の方の、農地台帳の整備というところに、整備対象農地面積というのがございますよね。数字は19,967。この数字ちょっと、かなり大きいので、中身どういうふうなことでこの数字なのか、教えていただきたいんですけど。

澤田明人係長　はい。

議　　長　はい、事務局。

澤田明人係長　この19,967ヘクタールというのは、今現在農地台帳にのっている全ての面積でありまして、台帳にのっている面積が、弘前市内の農地だけでなく、市外の農地も入っております。なのでこの数値となっております。

議　　長　よろしいですか。はい、他にありませんか。

石岡千鶴子委員　はい。

議　　長　はい、11番。

石岡千鶴子委員　同じく11ページなんですけど、農地所有適格法人からの報告への対応というところがあります。私も時々、締切に遅れたりするんですが、この規定、出さなければいけない規定は、決算後何か月以内となっておりますでしょうか。

澤田明人係長　はい。

議　　長　はい、事務局。

澤田明人係長　決算後3ヶ月以内です。

議　　長　はい、11番。

石岡千鶴子委員　そうするとそれは、自発的に求めるものなのでしょうか。それとも、用紙か何か送られてきて、いついつまでに提出下さいねというそういう対応になるんでしょうか。

澤田明人係長　　自発的にお願いしております。

議　　長　　はい、11番。

石岡千鶴子委員　　平川市にも農地があるんですが、こういうふうに、何か月以内に出すようになっておりますとむこうの方から必要な書類と、封筒が送られてきて、こっちの方としては、対応しているんですが、それは、平川市は送ってきていただけるので気付いて出すようなものなのですが、こっちとしては、自発的に提出をするということでいいですね。

澤田明人係長　　はい、こちらとしてはそのようにしております。自発的でお願いします。

石岡千鶴子委員　　わかりました。

議　　長　　はい、他にありませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第32号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第32号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」は、原案のとおり決定いたします。

議案第33号「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」及び議案第34号「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」は、一部関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第33号及び第34号を一括審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　まず、13ページの議案第33号から説明いたします。議案第33号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件4,834㎡、畑14件56,610㎡、合計16件61,444㎡であります。また、使用収益権関係では、田30件166,503㎡、畑19件84,379.86㎡、合計49件250,882.86㎡ であります。さらに、第3条第3項関係が、畑1件13,658㎡、であります。次に、43ページの議案第34号であります。議案第34号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑2件291㎡、使用収益権関係が、畑5件 1,501.126㎡ であります。なお、関連がある申請は、33ページの議案第33号、使用収益権関係、受付番号82番から84番の地上権設定と46ページ及び47ページの議案第34号、受付番号

事務局次長　3番から5番の営農型太陽光発電設備に関する案件でありますが、この申請も含めて、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る5月13日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、石岡千鶴子委員、平井秀樹委員、小田桐明委員、それに私、木村であります。農地法第3条許可申請の新規就農4件及び営農型太陽光発電設備の設置に係る3条地上権設定及び5条農地転用の申請について事情聴取を行いました。まず、3条申請について、使用収益権関係、受付番号82番から84番を除いて報告します。19ページをお開きください。所有権関係、受付番号39番について申し上げます。譲受人は、これまでも農業を営んでいる叔父の農作業を手伝っており、叔父の高齢を機に農業に従事することを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も叔父の指導の下、りんごを栽培するとのことであり、農機具等を借り受けながら、営農することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。26ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号63番及び64番について申し上げます。借受人は、これまでもりんご農家である祖父の農作業の手伝いをしており、今後もりんご生産に従事したいと考えるようになり、自ら営農するため、今回、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、りんご・なし・さくらんぼを栽培する計画で、農機具等も備わっており、農家である祖父の指導を受けて営農することから、技術力等、特に問題ないと判断しました。39ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号95番について申し上げます。申請地は、借受人である農地所有適格法人の代表が所有する農地であります。販売収益の増加や、高齢化または離農による担い手の減少など、地域に根差した経営を目指すため、法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、法人の構成員の指導の下、ニンニクを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。41ページをお開きください。農地法第3条第3項の使用収益権関係、受付番号1番、いわゆる一般法人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人は、清水地区においてりんごの加工及び清涼飲料水の製造を行っている法人であります。申請地で栽培されたりんごを加工用として使用するとのことで、本申請に至ったと申し述べておりました。営農する従業員は農業経験が豊富で、農機具等も貸付人から借り受けながら営農するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断し、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、いずれも許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、農作業生産活動に際し、周囲の住環境に十分な配慮を求める旨の回答があったことを併せて報告します。以上、申し上げたことから、すべての申請について許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。次に、農地法第5条申請について報告します。はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。45ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号2番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の2分の1以内の拡張」であることから、転用可能となるものであります。受付番号3番は、農地区分が第3種農地で、転用可能な農地区分であります。次に46ページをお開きください。使用収益権関係の受付番号1番及び2番は、農地区分が第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅その他周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用の許可基準を満たすものであります。46ページ及び47ページをご覧ください。受付番号3番から5番は、営農型太陽光発電設備の設置のための申請で、期間満了に伴い事業継続のために許可申請をするも

調査委員長　のです。事業規模は、66.126 ㎡で、所要面積は 19,725 ㎡です。土地利用計画は、機械室 1 棟、電柱 1 本及びパネルの支柱 1,330 本分の接地部分に係る、3 年間の一時転用となります。農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合の関係通知に基づく一時転用許可の基準を満たすかを判断しました。昨年度の下部の農地における農作物の状況ですが、ミョウガについては、地域と比較しても同程度の収量を確保できており、わらびについては、現在収穫はせず、株分けをして増やしていると申しておりました。また、平成 31 年 2 月更新時においてウドの作付けを計画しておりましたが、雨だれにより栽培に支障をきたしたため、枝豆を試験的に栽培したところ、生育状態に問題がなかったことから、今後作付けすると申しておりました。農作業に当たっては、機械等での作業をおこなう空間は確保しており、発電設備設置による作物への影響は概ねないことを確認できていることから、事業の継続が可能であると考え、許可相当であると判断しました。以上 7 件いずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えらました。なお、先ほど申し上げた受付番号 3 番から 5 番の営農型太陽光発電設備に係る農地転用に関連して、申請のあった 33 ページの農地法第 3 条、使用収益権関係受付番号 82 番から 84 番の地上権の設定については、周辺農地の営農者に同意を得ていることや、これまでの事業の継続でもあることから、周辺農地への支障はないと考えられ、許可相当と判断しました。以上申し上げたことから、議案第 33 号及び第 34 号はすべて許可要件を満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 33 号及び議案第 34 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 33 号及び議案第 34 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 33 号は許可することとし、議案第 34 号については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。なお、議案第 33 号使用収益権関係、受付番号 82 番から 84 番については、県知事許可である議案第 34 号、使用収益権関係、受付番号 3 番から 5 番と同日の権利設定となるよう許可することとします。

次に、議案第 35 号を議題といたします。議案第 35 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　49 ページをお開き願います。議案第 35 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 336 ㎡、畑 3 件 1,861 ㎡、合計 4 件 2,197 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。51ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、受付番号2番、4番及び5番の3件は、農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用可能な農地区分であります。受付番号3番は、農地区分が「第1種農地」で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の2分の1の敷地拡張」であることから、転用の許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第35号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第35号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第35号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第36号を議題といたします。議案第36号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　53ページをお開き願います。議案第36号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田9件32,240㎡、畑14件72,249㎡、合計23件104,489㎡であります。また、使用収益権関係では、田29件140,508.77㎡、畑6件78,956㎡、合計35件219,464.77㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田28件139,655.77㎡、畑6件 78,956㎡、合計34件 218,611.77㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。58ページをお開きください。所有権関係、受付番号33番の譲受人は農地移動適性化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借

調査副委員長　入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。61ページをお開きください。所有権関係、受付番号41番及び64ページ使用収益権関係受付番号10番から79ページ40番までについては、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。63ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号7番から79ページ40番までについては、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第36号の計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第36号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第36号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第37号を議題といたします。議案第37号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　81ページをお開き願います。議案第37号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件13,083㎡、畑9件42,365㎡、その他336㎡合計12件55,784㎡であります。また、使用収益権が 田2件7,030㎡であり、内容は農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました14件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買12件、貸借2件が整ったものであります。87ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号12番及び13番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第37号の計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第37号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第37号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第38号を議題といたします。議案第38号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　89ページをお開き願います。議案第38号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法第30条第1項による利用状況調査の結果、農地法の運用について、第4(1)及び(2) に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑2筆2,103㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。91ページをお開きください。番号1番及び2番の土地は、農地法の運用について、第4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第38号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第38号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第38号は番号1番から2番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第15号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　93ページをお開き願います。報告第15号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田1件70㎡であります。なお、取消理由につきましては、95ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　報告第15号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　97ページをお開き願います。報告第16号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田10件105,469.27㎡、畑18件138,524.88㎡、合計28件243,994.15㎡であります。なお、届出理由につきましては99ページから103ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第16号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第17号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　105ページをお開き願います。報告第17号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5条関係が、田2件379㎡、畑3件5,378㎡、合計5件5,757㎡であります。なお、届出理由につきましては、107ページから108ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。報告第17号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第18号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　109ページをお開き願います。報告第18号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田13件47,233.52㎡、畑5件37,623㎡、合計18件84,856.52㎡であります。なお、解約理由につきましては、111ページから112ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第18号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了　15 時　48 分］